

令和8年度 第1回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

次 第

日 時：令和8年8月6日（木）
18：30～20：00

場 所：さいたま共済会館504会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- （1）次期障害者支援計画の策定に対する意見書について
- （2）第8期埼玉県障害者支援計画の策定方針について
- （3）令和8年度手話言語条例に関する県の取組について

4 閉 会

（配布資料一覧）

次第、座席表、委員名簿

資 料 1 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策についての意見書

資 料 2 第8期埼玉県障害者支援計画の策定方針

資 料 3 令和8年度手話言語条例に関する県の取組

参考資料 1 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

参考資料 2 埼玉県手話言語条例

令和 8 年 9 月 1 7 日

埼玉県障害者施策推進協議会
会長 岩崎 香 様

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会
座長 大津 唯

手話を使用しやすい環境の整備に関する施策についての意見の提出について

標記について、当懇話会における協議の結果を下記のとおり、次期障害者支援計画策定に対する意見として提出します。

記

1 基本的な考え方

施策の検討に当たっては、以下の考え方を基本としています。

(1) 手話の普及、きこえない・きこえにくい人に対する理解促進

きこえない・きこえにくい人は、手話という異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における各種取組を通じ、手話の普及やきこえない・きこえにくい人の理解促進に努める。

(2) 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者等の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図る。また、きこえない・きこえにくい人が社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める。

2 盛り込む施策について

施策の詳細は別紙のとおり

第8期埼玉県障害者支援計画に盛り込む主な施策

No	第7期 施策番号	施策内容	担当課
1	137	<u>公立に限らず、私立や民間を含む教育機関や医療機関、自治体といった幅広い分野でICTを活用した遠隔手話通訳サービスの利用を促進し、聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。</u>	障害者福祉推進課
2	137	<u>きこえる人ときこえない人が通訳オペレータを通じて電話で双方向につながる手段を確保するため、電話リレーサービスの普及啓発を図ります。</u>	障害者福祉推進課
3	144	<u>市町村へ手話アドバイザーを派遣し、手話言語に関する条例の制定や条例制定後の施策の進め方について助言するなど、手話普及に取り組む市町村を支援します。</u>	障害者福祉推進課
4	新	聴覚障害者の情報バリアフリー環境を整備するため、公共施設や避難所へのアイドラゴンの設置を推進します。	障害者福祉推進課
5	新	「手話に関する施策の推進に関する法律」に基づく国の指針に則り、法律の基本理念に即した施策を検討・実施します。	障害者福祉推進課
6	新	市町村における手話施策の取組状況の把握に努めるとともに、その情報を市町村と共有し、県内の手話施策の一層の推進を図ります。	障害者福祉推進課
7	新	障害支援区分認定調査や要介護認定調査、各種手続きなど、聴覚障害者本人への聞き取りや意思確認が必要な場面では、手話通訳や要約筆記などの情報保障を図るよう周知します。	障害者福祉推進課

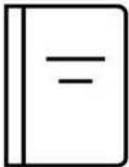
第8期埼玉県障害者支援計画の策定方針について

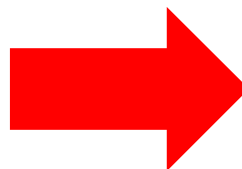
障害者福祉推進課

1 第8期埼玉県障害者支援計画骨子（素案）について

I 計画の趣旨（III 計画の期間を含む）

- 現行の計画が令和8年度に終了となるため、障害者を取り巻く動向を踏まえた新たな計画を策定

現行：第7期

 （令和6～8年度）



次期：第8期

 （令和9～11年度）※3か年

II 計画の性格（埼玉県障害者支援計画とは）

● 目的

本県の障害者施策推進の基本的方向や、達成すべき障害者福祉サービスの目標などを明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図る。

● 本計画の位置付け（根拠法）

障害者基本法第11条第2項

「障害者計画」
 （県施策の実施計画）



障害者総合支援法第89条第1項

「障害福祉計画」
 （県全体の障害福祉サービス見込量等
 国の方針を受け、市町村が算定）



児童福祉法第33条の2第1項

「障害児福祉計画」
 （障害児支援の計画）

第8期埼玉県障害者支援計画の策定方針について

障害者福祉推進課

1 第8期埼玉県障害者支援計画骨子（素案）について

IV 現状

1 県内の障害者手帳所持者数（令和7年度末現在）

項目	人数（単位：人）	10年前(H27)からの増減割合
（1）身体障害者手帳所持者数（うち18歳未満）	194,482(3,697)	▲ 5.4%
（2）療育手帳所持者数（うち18歳未満）	62,733(18,097)	+ 41.8%
（3）精神障害者保健福祉手帳所持者数	96,201	+114.4%
手帳所持者数合計（（1）～（3）合計）	353,416	—

2 発達障害児、高次脳機能障害者及び難病患者数

項目	対象者数(単位：人)	備考
発達障害児数（15歳未満）	約71,000	国の調査を基に推計
高次脳機能障害者数	約13,000	国の調査を基に推計
指定難病医療給付受給者数（難病患者）	60,096	令和7年度末現在

3 本県の障害者数（令和7年度末現在）

障害者手帳所持者並びに難病患者、発達障害児及び高次脳機能障害者の延べ数は約49万8千人

第8期埼玉県障害者支援計画の策定方針について

障害者福祉推進課

1 第8期埼玉県障害者支援計画骨子（素案）について

V 課題

1 障害者への理解促進と差別解消の推進

2 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援

3 障害者の就労支援

4 共に育ち、共に学ぶ教育の推進

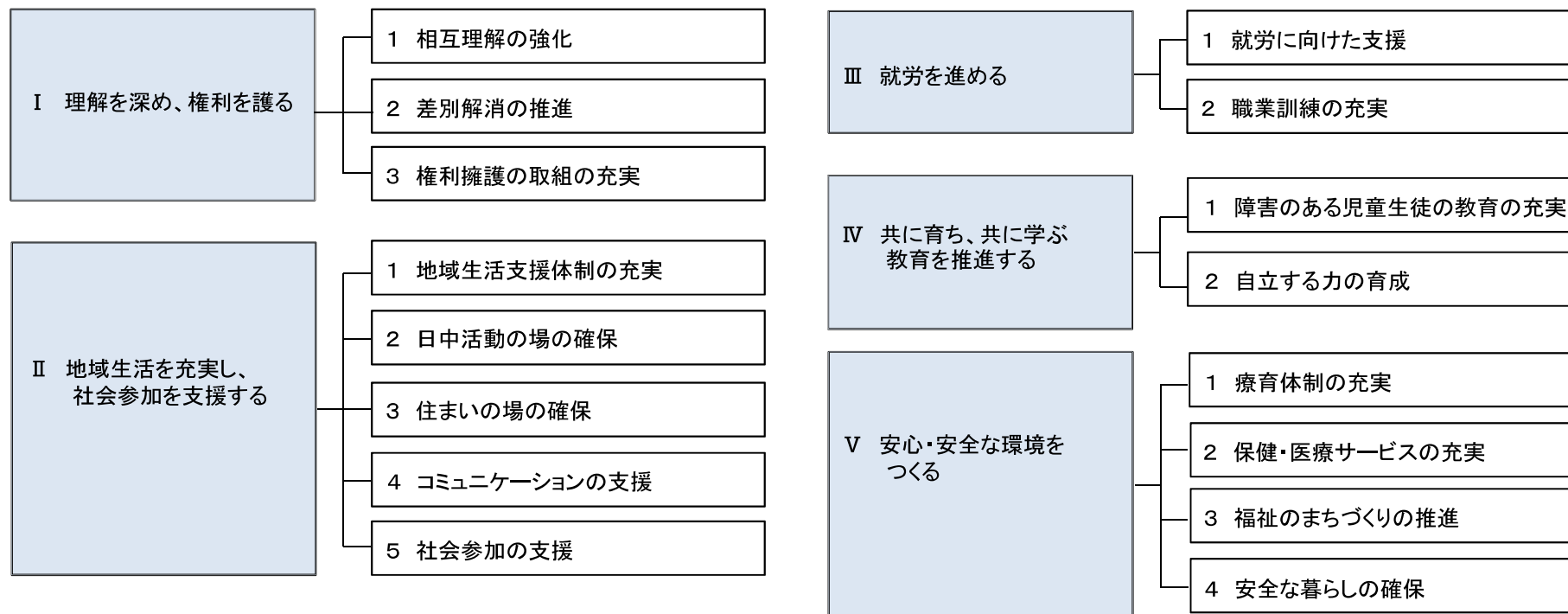
5 安心・安全な環境整備の推進

第8期埼玉県障害者支援計画の策定方針について

障害者福祉推進課

1 第8期埼玉県障害者支援計画骨子（素案）について

VI 施策の体系



2 第8期埼玉県障害者支援計画策定スケジュール（案）

	取 組 の 内 容		
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
8月	第8期計画関連施策調査(初回)		
		・サービス見込量、地域生活支援事業の見込量の市町村調査(中間)(県先行) ・調査結果及び問題点を市町村へフィードバック	・ニーズを踏まえた必要な見込量の市町村調査(中間) ・調査結果及び問題点を市町村へフィードバック
9月	9月中下旬 第2回障害者施策推進協議会（障害者支援計画(骨子素案)の審議）		
	第8期障害者支援計画 案 作成		
10月	第2回 ワーキング(10月中下旬)	・サービス見込量の国へ中間報告 ・地域生活支援事業の見込量の市町村照会	・目標設定の市町村照会
	第8期計画関連施策調査(最終)		
11月	社会福祉審議会・自立支援協議会		
	11月下旬 第3回障害者施策推進協議会（計画案審議）		
12月	知事報告		
R9年1月	県民コメントの実施		
2月	2月下旬 第4回障害者施策推進協議会(最終案審議)		
		・サービス見込量、地域生活支援事業の見込量の確定	・見込量の確定
3月	第8期計画関連事業当初予算額調査		
	埼玉県議会・常任委員会へ計画案報告(概要及び施策、数値目標)		
	知 事 決 裁 （ 計 画 策 定 ）		
	作成・配付		

令和8年度手話言語条例に関する県の取組について

1 手話あいさつ100%運動

聴覚障害者団体、市町村、学校等と連携し、広報、各種イベント、授業等で「手話あいさつ」を広く県民に周知し、「おはよう」「こんにちは」などの簡単なあいさつを手話でできるようにすることで、県民の手話への関心を高める。

(1) 手話普及イベントの開催

若年層をターゲットとした手話普及イベントを企画提案競技により実施予定。

(2) 商業施設での手話普及

イオン埼玉フェア（越谷レイクタウン）にて、手話体験会を実施予定。

(3) 手話交流会の開催

きこえない・きこえにくい方、手話通訳者等と手話で交流する会（手話交流会）を実施予定。

2 手話アドバイザー派遣事業

市町村が実施する手話イベントや手話講習会の実施に向けた企画立案への助言、手話言語条例の制定に向けた検討への助言、その他、市町村が実施する地域の手話普及に関する取組を支援するため、聴覚障害者団体と連携し、手話アドバイザーを派遣する。

（派遣予定：川越市、川島町、寄居町）

3 手話動画・ポスターによる広報

令和5年度に手話あいさつ100%運動で作成した手話動画（吉本興業）やポスターを活用し、各種広報を実施する。

4 県内手話サークル情報及び手話関連イベントの県ホームページへの掲載

年2回市町村に照会を行い、情報をまとめて県ホームページに掲載する。

5 手話言語の国際デー・国際ろう者週間・手話の日におけるブルーライトアップ

趣旨に賛同いただいた県関連施設を、「手話言語の国際デー」のシンボルカラーであるブルーにライトアップする。

【参考（令和7年度実績）】

(1) 埼玉会館 9月22日（月）～9月28日（日）

(2) 秩父公園橋 9月23日（火）

(3) 埼玉県立小児医療センター（カリヨンの樹） 9月24日（水）

(4) さいたまスーパーアリーナ 9月24日（水）

(5) 埼玉スタジアム2002 9月26日（金）

6 手話環境整備施策推進懇話会

手話施策の推進に当たり関係者の意見を聴く「協議の場」として、「手話環境整備施策推進懇話会」を開催し、ろう者や手話通訳者等関係者の意見を聴きながら、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進、取組を行っていく。（年2回開催）

7 県職員向け手話講座（初心者向け）

手話学習経験のない県職員を対象に実施する。（年4回開催・同内容）

※講師：埼玉県聴覚障害者協会

8 県民向け手話講習会（初心者向け）

県民向け手話講習会を実施する。

- ・杉戸町 6月開催（2時間×4日）
- ・秩父郡市 8月開催（2時間×4日）
- ・吉見町 10月開催（3時間×3日）
- ・寄居町 11月開催（2時間×4日）

9 公共的施設職員向け手話講習会

地域の公共的施設（市町村役場、警察署、学校、公民館、病院、鉄道、バスなど）の職員を対象とした手話講習会を実施する。

- ・秩父福祉事務所管内 10月～11月（3.5時間×4日間＝14時間）
- ・宮代町管内 2月（3.5時間×4日間＝14時間）

10 手話通訳者、要約筆記者等の派遣

○ 専任手話通訳者設置事業

- ・県専任手話通訳者を3名設置する。

（主な職務内容）

- ・市町村手話通訳者派遣事業の支援、派遣に係る市町村相互間の連絡調整
- ・本事業で実施する研修の企画、運営
- ・県域手話通訳派遣事業のコーディネート、派遣に係る連絡調整及び実務指導

○ 市町村専任手話通訳者研修事業

- ・市町村で設置。専任手話通訳者（市庁舎での手話通訳や個人の申請に対し、市町村登録手話通訳派遣コーディネートを行う。）の技能レベルの向上、コーディネート業務の実務指導のための研修を実施する。

○ 市町村登録手話通訳者研修事業

- ・個人に対し派遣される市町村登録の手話通訳者の技能向上の研修を実施する。

11 聴覚障害者相談員の設置

聴覚障害者の生活相談及び生活指導を行う相談員を2名配置する。

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県手話言語条例（平成二十八年三月二十九日埼玉県条例第十七号）第7条第2項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者の意見を聴くために設置する埼玉県手話環境整備施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。

- （1）聴覚障害者団体の関係者
- （2）聴覚障害者支援機関の関係者
- （3）手話通訳の関係者
- （4）手話サークルの関係者
- （5）学識経験者
- （6）学校教育の関係者
- （7）障害福祉関係の行政職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（座長及び副座長）

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 懇話会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（事務局）

第7条 懇話会の事務局は、福祉部障害者福祉推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

埼玉県手話言語条例

平成二十八年三月二十九日

埼玉県条例第十七号

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。

埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。

しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とろう者以外の者とが手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- 二 ろう者とろう者以外の者とが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

- 2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

（市町村等との連携協力）

第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民等の役割）

第五条 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

- 2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（計画の策定及び推進）

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

（手話を学ぶ機会の確保等）

第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

（情報へのアクセス）

第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（手話通訳者等の確保、養成等）

第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

（学校における手話の普及等）

第十一条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）

が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。
- 3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。
- 4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者への支援）

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（手話による文化芸術活動の振興）

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（手話に関する調査研究）

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。